

永平寺町個人情報保護法施行条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第5号

### 永平寺町個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により、文書等について写しの交付の方法により開示を受ける者にあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について同項本文に規定する方法により開示を受けるものにあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして実施機関が定めるものに要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、永平寺町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年永平寺町条例第6号)第1条に規定する永平寺町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問することができる。

(1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(永平寺町個人情報保護条例の廃止)

2 永平寺町個人情報保護条例(平成18年永平寺町条例第9号)は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の永平寺町個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第11条の規定によるその職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)又は第12条第2項の規定によるその事務に関して知ることのできた旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第13条第1項若しくは第2項(旧条例第19条第2項及び第21条の3第3項において準用する場合を含む。)、第19条第1項又は第21条の3第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

(永平寺町債権管理条例の一部改正)

5 永平寺町債権管理条例(平成29年永平寺町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「永平寺町個人情報保護条例(平成18年永平寺町条例第9号)第2条第4号」を「永平寺町個人情報保護法施行条例(令和5年永平寺町条例第5号)第2条第2項」に改める。